

東京工業高等専門学校共同研究取扱規則

東京工業高等専門学校共同研究取扱規則（平成5年12月27日施行）の全部を改正する。

制 定 平成5年12月27日
最終改正 平成18年3月2日

（趣旨）

第1条 東京工業高等専門学校（以下「本校」という。）における独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の者（以下「共同研究実施者」という。）との共同研究の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構共同研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第46号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（共同研究の申込み）

第2条 共同研究を希望する共同研究実施者は、あらかじめ共同研究を行う本校の職員（以下「研究担当者」という。）と協議のうえ作成した共同研究申込書（別紙第1号様式）を校長に提出するものとする。

2 研究担当者は、共同研究実施者が共同研究申請書を提出する際に共同研究計画書（別紙第2号様式）を校長へ提出するものとする。

（受け入れの決定）

第3条 校長は、共同研究実施者から共同研究申込書を受理したときは、当該共同研究の受け入れその他共同研究の実施に必要な事項について審査するために、本校の校務執行会議の議を経て、受け入れを決定するものとする。

2 校長は、第1項の申請の結果に基づいて受け入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書（別紙第3号様式、別紙第3号の2様式及び別紙第3号の3様式）により共同研究実施者及び契約担当役並びに研究代表者に通知するものとする。

（契約の締結）

第4条 契約担当役は、前条第2項の通知に基づき共同研究実施者と共同研究の契約を締結し、研究担当者にその旨を通知するものとする。

（研究経費の納入）

第5条 契約を締結した共同研究実施者は、共同研究遂行のために必要となる謝金、旅費、備品費、消耗品費及び光熱費等の直接的な経費並びに共同研究実施者が本校に研究員を派遣する場合の研究料を、出納命令役の発行する請求書により納入しなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第6条 共同研究遂行上、研究費により取得した設備等は、本校の所有に属するものとする。

2 本校で行う共同研究の遂行上必要な場合には、共同研究実施者から、共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

3 前項の設備の受け入れに当たって必要となる搬入、搬出のための経費は、共同研究実施者が負担する。

（共同研究の中止又は期間の延長）

第7条 研究担当者は、天災その他やむを得ない事由により共同研究を中止し、又は期間を延長する必要が生じたときは、共同研究の中止・延長届（別紙第4号様式）により校長に届けなければならない。

2 校長は、前項の届を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、共同研究実施者と協議のうえこれを中止し、又は研究期間を延長することができる。

3 校長は、前項により共同研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、共同研究の中止・延長決定通知書（別紙第5号様式）により契約担当役に通知するものとする。

4 第2項の規定により、共同研究を中止した場合において第5条の規定により共同研究実施者が負

担した直接経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を共同研究実施者に返還することができる。

(共同研究の完了報告)

第8条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(別紙第6号様式)により校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、契約担当役及び共同研究実施者に共同研究完了通知書(別紙第7号様式)により通知するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 校長は、共同研究による研究成果の公表時期及び方法について、共同研究実施者と協議して定めるものとする。

(事務)

第10条 共同研究の受け入れその他総括事務は庶務課が、会計に関する事務は会計課が処理するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月25日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。